

令和2年度版

源泉所得税

・実務のポイント・



公益財団法人 全国法人会総連合

は し が き

会社が事業活動をしていくうえで関係してくる税金にはさまざまなものがあります。そのうち、経理関係者として、判断を求められる回数の多いものの1つに源泉所得税があります。

所得税は、その所得者が税額を自分で計算して申告する「申告納税制度」を原則としていますが、10種類ある所得の中で、給与所得、退職所得、雑所得のうちの公的年金等、利子所得、配当所得、事業所得のうちの報酬・料金等については、「源泉徴収制度」が採用され、その所得の支払者がその所得の支払時に所得税を徴収して、徴収後の金額をその所得者に支払うとともに、徴収した税額をその支払者が国に納税する仕組みがとられています。

なお、この制度を適正に維持するため、源泉徴収義務者であるその所得の支払者が、源泉徴収すべき所得が存在していたにもかかわらず、源泉徴収をして納税を行っていない場合には、その所得の支払者にペナルティが科される仕組みとなっています。

したがって、個人にかかる所得税ではありますが、法人においても、どんな場合に源泉徴収をしないといけないのか、また、源泉徴収の対象となる所得にはどのようなものが含まれるのか等について、源泉徴収漏れを生じないように十分な知識が必要になります。

また、令和2年度税制改正では、未婚のひとり親に対する税制上の措置や寡婦(寡夫)控除の見直し、非居住者である扶養親族に係る扶養控除の見直しが行われていますので、源泉徴収や年末調整の手続きには注意が必要です。

本冊子が、より適正な源泉徴収事務の一助になれば幸いです。

本冊子の発行にあたっては、税理士の三輪厚二先生にご執筆いただき、ご協力を得ました。厚く御礼申し上げます。

目次

第Ⅰ章

給与所得からの源泉徴収

Q1	源泉所得税の対象となる所得とは	3
Q2	令和2年分の源泉徴収の注意点	4
Q3	給与を支給するときの税額計算	6
Q4	アルバイト等に給与を支給するとき	8
Q5	通勤費の取扱い	10
Q6	配偶者控除と配偶者特別控除の取扱い	12
Q7	納期の特例とは	14
Q8	新型コロナウイルスに対する見舞金を支給した場合	16
Q9	給与等が未払の場合	17
Q10	役員が報酬を辞退したとき	18
Q11	賞与を支給するときの税額計算	20

第Ⅱ章

退職所得からの源泉徴収

Q12	退職金を支給するとき	22
Q13	勤続年数の計算方法	24
Q14	死亡退職金を支給するとき	26

第Ⅲ章

支払報酬・非居住者からの源泉徴収

Q15	司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき	28
Q16	外国人労働者に給与を支給するとき	30

●	源泉徴収税額表の使い方	巻末
---	-------------	----

1 源泉所得税の対象となる所得とは



源泉所得税（源泉徴収）の対象となる所得について教えてください。



会社が一般の社員へ支払う給与等は、原則、源泉所得税の対象となります。その範囲についての詳細は、「源泉徴収のしかた」（国税庁）を参照してください。

給与や利子、配当、税理士等への報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

所得の支払者は、原則として全てが源泉徴収義務者になりますが、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人が支払う給与等や退職手当等、一定の報酬・料金等については、源泉徴収しなくてよいこととなっています。また、給与や退職金の支払が発生しない税理士報酬などの報酬・料金のみを支払う個人が報酬・料金を支払う場合も、源泉徴収の必要はありません。

なお、源泉徴収の対象になる所得は、所得の支払を受ける者が、①居住者、②内国法人、③非居住者及び外国法人のいずれに該当するかによって、その対象となる所得の種類が定められています。

*

*

本冊子では、このうち、居住者に支払う給与等、退職手当等、報酬・料金等及び非居住者に支払う給与等で国内勤務等に基因するもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するものについて解説しています。

詳細は、国税庁「源泉徴収のしかた」（令和2年版）と併せてご活用ください。

2 令和2年分の源泉徴収の注意点



平成30年度税制改正では、令和2年分の源泉徴収に関して多くの改正がありました。どのような点が改正されたのでしょうか。



給与所得控除額の見直しや公的年金等控除額の見直し、基礎控除額の見直し、所得金額調整控除の創設、配偶者に係る控除の適用の見直し（Q6参照）等が主な改正点です。

1 給与所得控除額の見直し

令和2年分以後、給与所得控除額が一律10万円、その上限額が195万円に引き下げられました。また、その上限額が適用される給与等の収入金額も850万円に引き下げられました。

給与等の収入金額		給与所得控除額	
		令和2年分以後	現 行
162.5万円以下		55万円	65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－ 10万円	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋ 8万円	収入金額×30%＋ 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋ 44万円	収入金額×20%＋ 54万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超	1,000万円以下	195万円	
1,000万円超			

2 公的年金等控除額の見直し

令和2年分以後、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額が引き下げられます。

受給者の区分	公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額				現 行
		令和2年分以後				
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超		
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円	
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円= (B)	(B) − 10万円	(B) − 20万円	(B) + 10万円	
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円= (C)	(C) − 10万円	(C) − 20万円	(C) + 10万円	
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5 % + 145.5万円= (D)	(D) − 10万円	(D) − 20万円	(D) + 10万円	
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円		
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円	
	330万円超 410万円以下	(B)	(B) − 10万円	(B) − 20万円	(B) + 10万円	
	410万円超 770万円以下	(C)	(C) − 10万円	(C) − 20万円	(C) + 10万円	
	770万円超 1,000万円以下	(D)	(D) − 10万円	(D) − 20万円	(D) + 10万円	
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円		

3 基礎控除額の見直し

令和 2 年分以後、合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は基礎控除額が引き上げられることとなりました。基礎控除額は合計所得金額が 2,400 万円を超えると逡減し、2,500 万円超である場合はその適用がなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	令和 2 年分以後	現 行
2,400 万円以下	48 万円	38 万円 (所得制限なし)
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	
2,500 万円超	0	

4 所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除は、上記、①～③の改正による高所得者の負担増を緩和するため創設されました。適用対象者と調整額は以下のとおりです。

適用対象者	給与等の収入金額が 850 万円を超える者で次のいずれかに該当する人 ア.納税者本人が特別障害者である イ.23 歳未満の扶養親族がいる ウ.特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる
調整額	給与所得の金額から次の調整額が控除されます。 (給与等の収入金額 ※ - 850 万円) × 10% = 調整額 ※ 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円となります。

3

給与を支給するときの税額計算

Q

給与を支給する場合の源泉徴収税額は、どのように計算するのでしょうか。

A

「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表又は日額表の甲欄、乙欄（日額表にはさらに丙欄があります）を使用して計算します。

「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表と日額表）の甲、乙、あるいは丙のいずれの欄を適用するかは、給与の支給形態や「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」）の提出の有無によって定められています。

1

月額表を使用する場合

具体的には、支払形態が「月ごと」「半月ごと」「10日ごと」「月の倍数ごと」に支払うものは月額表を使用します。

また、扶養控除等申告書の提出がある場合は甲欄を、ない場合は乙欄を適用します。

設例 1 甲欄を適用する場合

- | | |
|-------------------|-----------|
| ●給与等の額（社会保険料等控除後） | 350,000 円 |
| ●扶養親族等の数 | 2 人 |
| ●「扶養控除等申告書」の提出 | あり |

〔税額計算〕

- ① 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）*の“その月の社会保険料等控除後の給与等の金額”欄で、社会保険料等控除後の給与等の額 350,000 円を含む“350,000 円以上 353,000 円未満”の行を求め、その行と「甲」欄の“扶養親族等の数 2 人”の部分と交わるところに記載されている税額を見ます。
- ② この金額 **7,210 円** が、給与等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額となります。

設例 2 乙欄を適用する場合

- 給与等の額（社会保険料等なし） 80,000 円
- 「扶養控除等申告書」の提出 なし

〔税額計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額 80,000 円が社会保険料等控除後の金額になります。
- ② 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）* の“その月の社会保険料等控除後の給与等の金額”欄で、社会保険料等控除後の給与等の額 80,000 円を含む“88,000 円未満”の行を求め、その行の「乙」欄を見ます。
- ③ “その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の 3.063%に相当する金額”となっていますので、 $80,000 \text{ 円} \times 3.063\% = 2,450 \text{ 円}$ （1 円未満端数切捨て）が、給与等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額となります。

2 日額表を使用する場合

支払形態が「毎日」「週ごと」「日割り」で支払うものは日額表を使用します。

日額表を使用する場合も、月額表と同じ要領で行います。

ただし、日雇賃金の支払については、上記、扶養控除等申告書の提出の有無にかかわらず、丙欄を適用します。

3 ベースアップ等に伴い給与をまとめて支給する場合

この場合には、定められた支給日又はベースアップの効力が生じた日の属する月に支給する通常の給与と差額分の給与を合計した金額を「給与所得の源泉徴収税額表」にあてはめて源泉徴収税額を計算します。

なお、この方法によりますと、源泉徴収税額が多額になることがありますので、数か月分の差額を一括して一時に支給するような場合には、その差額分を臨時的な給与として、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」* を用いて計算してもよいこととなっています。

* 令和 2 年 1 月 1 日以後の源泉徴収は、令和 2 年分の「給与所得の源泉徴収税額表」を使ってください。
また、この表には所得税の他に復興特別所得税が含まれています。

4 アルバイト等に給与を支給するとき



アルバイトやフリーター（アルバイト等）に対して給与を支給する場合、控除する源泉徴収税額は、どのように求めたらいいのですか。



雇用期間が2か月以内の場合は日額表の丙欄、それ以外は月額表（支払形態に応じて月額表又は日額表）を使って源泉徴収税額を求めます。

1

アルバイト等に対する源泉徴収

アルバイト等に対する雇用形態はさまざまなケースがありますが、所得税等の源泉徴収について特別な取扱いはありません。正社員に対する扱いと同じです。

なお、給与等の額が日額により定められる場合であっても、月ごとにまとめて支払うことと定められているときは、たとえ欠勤等により1月分に満たない給与等を支払う場合であっても、月額表を適用することになります。

具体的には、次のとおりです。

月額表を適用する場合	・通常の月給 ・日給月給 ・10日ごとや半月ごとに支払う給与
日額表を適用する場合	・通常の日給 ・週給 ・2日ごととか5日ごとなどのように日割りで支払う給与 ・中途入社又は中途退社した月給者に日割計算で支払う給与

なお、①雇用期間が2か月以内と定められている人に対して、②日給又は時間給を支給する場合（延長や再雇用の場合は、2か月を超える部分を除きます）には、日額表の丙欄を適用して源泉徴収してもよいこととなっています。ただし、この場合には、日給9,300円未満であれば源泉徴収の必要はありません。

2 週給の場合の源泉徴収

週給など、月額表を適用できない給与から源泉徴収する場合は、その給与の日割り額を日額表に当てはめて税額を求め、これにその日割り額の計算の基礎となった日数を乗じて計算します。

① 社会保険料等控除後の給与等の金額（週給）を7日で割って日割り額を求める。



② 日額表から①で求めた日割り額に対する税額を求める。



③ ②で求めた税額を7倍した金額が源泉徴収税額となる。

3 通勤費の取扱い

通勤手当の非課税限度額は、その人の通勤手段や通勤距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃のうち、1か月15万円に達するまでの金額とされています。

この1か月15万円という金額は、月額で給与等を受け取る人のみに対する非課税限度額ではありません。アルバイト等のように勤務日数が1か月に満たない人であっても同様に適用がありますので、非課税限度額を日割り計算する必要はありません。

4 賃金の追加払いを受ける場合

アルバイト等が臨時に支払を受ける給与等は、原則として、その支払を受ける日の通常の給与等に含めて源泉徴収税額を計算します。ただし、既往の賃金の追加払いであることが明らかな場合には、追加支給後の給与に対する税額から当初支給した給与に対する税額を差し引いた税額（増差税）の合計額とすることが認められます。

5 1回の就労時間が長時間である場合

1回の就労が著しく長時間であり、隔日の就労が通例である場合には、その1回の就労の対価は2日間就労した給与等とし、丙欄を適用して源泉徴収税額を計算します。

5 通勤費の取扱い

Q

通勤手当には、非課税限度額があるそうですが、どのような取扱いになっているのですか。

A

一定限度額までは非課税とされており、限度額は15万円です。

1

通勤費用の取扱い

給与所得者の通勤費用は、一般的に雇用者が負担していますが、この通勤費用は、本来的にはその受給者の給与所得を構成するものです。しかし、通勤費用が実費精算的なものであり、世間一般で支給されていることなどの理由から、所得税では通勤手当のうち通常必要と認められる一定限度額までは非課税とされています。

2

通勤手当の非課税限度額

給与所得者に対して通勤手当、また、通勤用定期乗車券を支給する場合は、通勤手当の区分に応じて次の金額までは課税がされません。

区 分	非課税とされる金額
通勤のため交通機関又は有料道路を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする人に支給する通勤手当	その人の通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額（1か月当たりの金額が15万円を超えるときは、15万円を限度とします）*
通勤のため交通機関のみを利用することを常例とする人（上記の場合を除きます）に支給する通勤用定期乗車券その他の乗車券	その人の通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による乗車券の価額（1か月当たりの金額が15万円を超えるときは、15万円を限度とします）*

区 分		非課税とされる金額（月額）
利用者に対する通勤手当 自動車・自転車等の	通勤距離が片道55km以上の場合	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満の場合	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満の場合	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満の場合	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満の場合	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満の場合	7,100円
	通勤距離が片道 2km以上10km未満の場合	4,200円
	通勤距離が片道 2km未満の場合	全額課税

＊ 新幹線利用による通勤でも合理的と認められますが、グリーン車料金は認められません。15万円を超えるかどうかは、消費税等を含んだところで判定します。

注1 数か所に勤務する者に対する通勤手当については、それぞれの通勤日数に応じた合理的な運賃等を計算し非課税限度額を算出します。

注2 通勤手当を給与に含めて支給している場合は、非課税規定は適用されませんので、注意してください。

なお、月の中で通勤方法や距離が変更になった場合には、その月の1日現在の通勤距離に基づく金額を非課税限度額とする方法や、変更前と変更後のいずれか長い方の通勤距離に応じた金額を非課税限度額とする方法などが認められます。

3 通勤費を本給に含めているとき

通勤手当の非課税規定は、「通勤のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分」について適用があります。

「通常の給与に加算」せず、「給与に含めて」支給している通勤費相当額については、まず通勤手当の区分がないことになりますから、非課税規定は適用されません。ご注意ください。

6

配偶者控除と配偶者特別控除の取扱い

Q

配偶者控除と配偶者特別控除の取扱いは、
どのようになっていますか。

A

配偶者の収入だけでなく、納税者本人の収入も合わせたところで
配偶者控除又は配偶者特別控除の額が決まるようになっています。

1

配偶者控除額及び配偶者特別控除額

令和2年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、次のとおりです。

令和2年分の配偶者控除と配偶者特別控除

	配偶者の合計所得金額	給与収入換算	納税者本人の合計所得金額（ ）は給与収入換算		
			900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
配偶者控除	48万円以下	103万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	103万円超150万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超100万円以下	150万円超155万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超105万円以下	155万円超160万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	160万円超166.7万円未満	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	166.7万円以上175万円未満	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	175万円以上182.9万円未満	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	182.9万円以上190万円未満	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	190万円以上197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	197.2万円以上201.5万円未満	3万円	2万円	1万円
	133万円超	201.5万円以上	0	0	0

注1 納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。

注2 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用は、夫婦のいずれか一方しか適用できません。

2 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法

給与所得の源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める場合は、納税者本人の合計所得金額が900万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が95万円以下の者（源泉控除対象配偶者）について、扶養控除等の数に1人を加えて計算します。

また、同一生計配偶者（納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人）が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人（同居特別障害者に該当する場合には2人）を加えて計算します。

なお、納税者本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の控除対象配偶者については、年末調整又は確定申告で配偶者控除の適用を受けることになります。

3 パート収入と配偶者控除

パートで働く場合、一般に夫（又は妻）の同一生計配偶者となる範囲で就労する傾向が従来から強く、これが103万円（給与所得控除額55万円と基礎控除額48万円の合計額）という金額と関係しています。同一生計配偶者であるためには、合計所得の金額が年間48万円以下でなければならないという条件がありますから、パート収入を年間103万円以下にしておく必要があるわけです。

ただし、一般に夫（又は妻）の合計所得金額が1,000万円超（給与収入1,195万円超）であるときは配偶者控除の適用が受けられず、900万円超1,000万円以下のときは満額の38万円の控除を受けることができませんので、注意してください。

4 パート収入と配偶者特別控除

配偶者控除は、年間の合計所得金額が48万円以下の妻（又は夫）を有する人に対して適用があり、最高38万円の控除がされます。一方、配偶者特別控除は、年間の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の妻（又は夫）を有する人に対して適用があり、その所得に応じて最高38万円が控除されるものです。控除額は①配偶者控除額及び配偶者特別控除額を参照してください。なお、配偶者特別控除も配偶者控除と同様に、一般に夫（又は妻）の合計所得金額が1,000万円超であるときは適用がありません。また、配偶者控除と配偶者特別控除は、重複して適用することはできません。

7 納期の特例とは

Q

源泉所得税の「納期の特例」とは、どういう制度ですか。

A

「納期の特例」とは、原則、給与等の支払日の翌月10日までに納付しなければならない源泉所得税及び復興特別所得税を、年2回にまとめて納付することができる制度です。

この制度は、一定規模の法人に限り認められています。

1

納期の特例

「納期の特例」とは、給与等の支払を受ける者が常時10人未満^{*}である源泉徴収義務者に限り、給与等や退職手当等、一定の報酬等から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を、次のように年2回にまとめて納付することができる制度です。

ただし、この制度の適用を受けるには、所轄の税務署長宛に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して、承認を受けなければなりません。

源泉徴収日	納付期限
1月分から6月分	7月10日
7月分から12月分	翌年1月20日

^{*}「給与等の支払を受ける者が常時10人未満」かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定することとなっています。日々雇い入れる者を含めると平常10人以上になる場合は、適用できません。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、翌年1月10日ですので、間違いのないようにしてください。

2

源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

給与等の支払事務所等に移転した場合は、移転前の支払に対するものであっても、移転後の給与等の支払事務所等の所在地が納税地になります。

コラム 新型コロナウイルスの影響による納税猶予の特例

新型コロナウイルスの影響により、多くの会社等の収入が減少している状況を踏まえ、納税の猶予制度の特例が創設されました。

令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する所得税、法人税、消費税等のほぼすべての税目（印紙で納めるものを除く）については、次の条件を満たすときは、財産の損失が生じていない場合でも、無担保かつ延滞税なしで1年間の猶予を受けられるというものです。

適用を受けるには、納期限までに税務署に申請することが必要です。

イ	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること
□	一時に納付することが困難であること

注1 対象期間の損益が黒字であっても、要件を満たせば特例を適用できます。

注2 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります。ただし、この場合は、通常、1.6%の延滞税がかかります。

注3 特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度を利用して分割納付をすることもできます。

【参考】現行の猶予制度

現行の国税の猶予制度には、次の①換価の猶予と②納税の猶予とがあります。

いずれも、それぞれの要件のすべてに該当するときは、原則として、1年以内の期間に限り、猶予が認められる場合があるというものです。

① 換価の猶予

イ	国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
□	納税について誠実な意思を有すると認められること
ハ	換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
ニ	納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
ホ	原則として、担保の提供があること

② 納税の猶予

イ	次のいずれかに該当する事実があること A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
□	猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
ハ	申請書が提出されていること（上記イFの場合は納期限までの提出）
ニ	原則として、担保の提供があること

8

新型コロナウイルスに対する 見舞金を支給した場合

Q

新型コロナウイルスに対する見舞金を従業員に支給した場合、源泉徴収は必要ですか。

A

一定の要件を満たす見舞金は非課税所得となり、給与等として源泉徴収する必要はありません。

新型コロナウイルスに関連して、会社が従業員に支給する見舞金は、次の要件のいずれも満たす場合は非課税所得として取り扱われることとなっています。

(1) **その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること**

心身又は資産に加えられた損害とは、社員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合やこれに伴い資産を廃棄せざるを得なかった場合、不特定多数の人と接触するなど緊急事態宣言の下においても事業の性格上、業務に従事せざるを得ない場合をいいます。

(2) **その見舞金の支給額が社会通念上相当であること**

社会通念上相当とは、感染の可能性の程度に応じた金額で、慶弔規定等で明らかにされているか、その見舞金の支給額が慶弔規程や過去の取扱いに照らして相当かなどを踏まえ判断します。

(3) **その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと**

以下のケースでは、役務の対価たる性質を有していないことには該当しないため注意が必要です。

- ① 本来受けるべき給与等の額を減額した上で支給するもの
- ② 感染の可能性の程度にかかわらず社員等に一律に支給するもの、あるいは感染の可能性が同程度とされる社員等のうち特定の者にのみ支給するもの
- ③ 通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの

* なお、緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過している場合は非課税の見舞金に該当しないケースがありますので、注意が必要です。

9 給与等が未払の場合



資金繰りの関係で、従業員に支給する給与等の一部を来月に延ばします。この場合には、源泉徴収はどのようにすればいいのでしょうか。



支給総額に対する税額のうち、実際に支給する額に対応する税額だけを源泉徴収し、未払分は翌月にその額を実際に支払う際、源泉徴収します。

所得税においては、給与や賞与（給与等）の支払をする者が給与等を支給する際に、その給与等に係る所得税等を源泉徴収しなければならないこととされています。

したがって、給与等の支給が確定していても、現実にはその支払がされなければ源泉徴収の必要はないことになります。

給与等の一部を支給する場合の源泉徴収税額は、確定している支給総額に対する税額を、実際に支給する給与等の一部の金額に応じて按分して求めます（円未満切捨て）。

給 与

- 1 支給総額の税額を「給与所得の源泉徴収税額表」で求める。
- 2 1の税額を支給する額に応じて按分する。

賞 与

- 1 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の甲欄で“扶養親族等の数”と“前月の社会保険料等控除後の給与等の金額”に応じた賞与の金額に乗すべき率を求める。
- 2 賞与の総額に1で求めた率を乗じて、賞与の総額に対する源泉徴収税額を求める。
- 3 2の税額を支給する額に応じて按分する。

10 役員が報酬を辞退したとき



当社の今期の業績が非常に悪かったため、役員が責任をとって報酬を辞退しました。この場合には、源泉徴収はどうすればいいのでしょうか。



役員報酬の支給日前に受領を辞退した場合は源泉徴収が不要ですが、未払報酬を辞退する場合は、源泉徴収しなければなりません。

1

収入金額の収入すべき時期と源泉徴収の時期

所得税では、給与所得の収入金額は、その給与等の収入すべき権利が確定した年分に計上することとしており、給与所得にかかる所得税等の源泉徴収時期は、原則として、源泉徴収の対象となる給与等の支払が現実に行われた時としています。

2

役員報酬の辞退を受けた場合

源泉徴収は、給与等の支払が確定したものを現実に支払う時にしなければなりません。給与所得者がその受けるべき給与等の全部又は一部をその支給日前に辞退した場合には、その辞退した給与等は、給与所得とならず課税されないこととなっています。したがって、このような場合には、源泉徴収が不要になります。

3

未払役員報酬の辞退を受けた場合

これに対して、給与等の支払者が、未払報酬の債務免除を受けた場合には、その債務免除を受けた時において、その給与の支払があったものとして源泉徴収を行うこととされています。

したがって、役員等が未払役員報酬を辞退した場合には、会社はその報酬の受領の辞退を受けた時に、その未払役員報酬を支給したものととして所得税を源泉徴収しなければなりません。

ただし、未払役員報酬の辞退が、会社の債務超過の状態が相当期間継続しているため、支払ができないと認められる場合に行われるものであるときや、次のような特殊事情にあるため、立場上やむなく行われるような場合においては、その支払わないこととなった部分について、源泉徴収の必要はないとされています。

①	会社が会社法の規定による特別清算開始の命令を受けたこと
②	会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと
③	会社が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと
④	会社が会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けたこと
⑤	会社が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと

4 未払役員賞与の源泉徴収の特例

役員賞与は、支払の確定した日から1年を経過した日までの間に支払がない場合、その1年を経過した日において、支払があったものとみなすこととなっています。この場合には、実際に支払をしていなくても、源泉徴収税額を納めなければなりません。

なお、この場合の賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいいます。

給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合には、次に掲げるようなものは賞与として取り扱われることになっています。

- ① 純益を基準として支給されるもの
- ② あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの
- ③ あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く
- ④ 事前確定届出給与に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く）
- ⑤ 業績連動給与

11 賞与を支給するときの税額計算



賞与を支給する場合の源泉徴収税額は、どのように計算するのでしょうか。



前月に支払った通常の給与の有無等により、計算方法が違います。

原則、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」*によって求めますが、「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）*を用いる場合もあります。これらの使い分けは、以下のとおりです。

1

前月に支払った通常の給与がある場合

前月中の給与の10倍を超える賞与がある場合を除き、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」*を使用します。「扶養控除等申告書」については、提出がある場合は甲欄を、ない場合は乙欄を適用します。

設例 1 前月に支払った通常の給与がある場合

- 賞与の額（社会保険料等控除後） 1,000,000 円
- 前月に支払った通常の給与の額（社会保険料等控除後） 350,000 円
- 扶養親族等の数 2 人
- 「扶養控除等申告書」の提出 あり

〔税額計算〕

- ① 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」*の「甲」欄より、「扶養親族等の数が2人」の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」が、社会保険料等控除後の賞与等の額 350,000 円を含む“312,000円以上 369,000円未満”の行の“賞与の金額に乗すべき率”を求めます。
- ② 賞与の額に①で求めた税率 6.126% を乗じた金額が、源泉徴収すべき税額となります。
 $1,000,000 \text{ 円} \times 6.126\% = 61,260 \text{ 円}$

2 前月に支払った通常の給与がない場合

「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）^{*}を使用します。甲欄と乙欄の使い分けは、上記①と同様です。

設例 2 前月に支払った通常の給与がない場合

- 賞与の額・扶養親族等の数・「扶養控除等申告書」の提出の有無については設例 1 と同じ

[税額計算]

- ① 賞与の額の6分の1（賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超えるときは12分の1）の額を求めます。
 $1,000,000 \text{ 円} \div 6 = 166,666 \text{ 円}$ （円未満切捨て）
- ② 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）^{*}の“その月の社会保険料等控除後の給与等の金額”欄で、①で求めた額 166,666 円を含む“165,000 円以上 167,000 円未満”の行を求め、その行と“甲”欄の“扶養親族等の数 2 人”の部分が交わるところに記載されている税額 320 円を求めます。
- ③ ②で求めた税額 320 円を6倍（又は12倍）した額が、賞与から源泉徴収する税額となります。
 $320 \text{ 円} \times 6 = 1,920 \text{ 円}$ （ $320 \text{ 円} \times 12 = 3,840 \text{ 円}$ ）

3 前月の給与の10倍を超える賞与の場合

「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）^{*}を使用します。甲欄と乙欄の使い分けは、上記①と同様です。

賞与の額が前月の給与の額の10倍を超える場合は、その賞与の額（社会保険料等控除後）の6分の1（賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超えるときは12分の1）相当額と前月の給与の額（社会保険料等控除後）との合計額を、設例 2 ②③と同様の手順で計算して源泉徴収税額を求めます。

^{*}平成31年1月1日以後の源泉徴収は平成31（2019）年分の「源泉徴収税額表」を、そして令和2年1月1日以後の源泉徴収は令和2年分の「源泉徴収税額表」を使用してください。また、これらの表には、所得税の他に復興特別所得税が含まれています。

12 退職金を支給するとき

Q

退職金を支給する際の退職所得の金額の計算と源泉徴収は、どのようにしたらいいのですか。

A

源泉徴収は、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」により行います。特定の役員の退職金（特定役員退職手当等）に対する退職所得の金額の計算には、注意が必要です。

1

退職所得の源泉徴収

退職金に対する所得税の源泉徴収は、原則として、退職所得の金額を「退職所得の源泉徴収税額の速算表」（➡Q13参照）に当てはめて計算した金額を徴収しますが、退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は、退職金の額に20.42%を乗じた金額を徴収します。

2

一般の退職所得の金額

一般の退職所得の場合、退職所得の金額は次の算式で求めます。

一般の退職所得の金額 = (その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

退職所得控除額	勤続年数が20年以下	40万円×勤続年数（1年未満端数切上げ）
	勤続年数が20年超	800万円 + {70万円×（勤続年数 - 20年）}

注1 求めた金額が80万円未満の場合は、80万円とします。

注2 在職中に障害者になり、その後全く又はほとんど勤務に服さないで退職した場合には、100万円を加算します。

3 特定の役員等の退職所得の金額

特定の役員等の退職所得の金額は、一般的な退職所得の場合と違い、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とせず、次の算式で求めます。

特定役員退職手当等^{*1}に係る退職所得の金額

= その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

対象となる役員等は、次の人です。

- ① 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

^{*1} 特定役員退職手当等……役員等勤続年数^{*2}が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものです。

^{*2} 役員等勤続年数……退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において引き続き勤務した期間（役員等勤続期間）のうち、役員等として勤務した期間（役員等として勤務した期間に1年未満の端数がある場合は、端数を切り上げます）をいいます。

4 一般退職手当等と特定役員退職手当等とがある場合

その年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等とがある場合の退職所得の金額は、次の金額①②の合計額（その年中の一般退職手当等の収入金額が②の一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を①の金額から控除した残額）になります。

- ① **特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額（次のイ + ロ）**

イ 40万円 × (特定役員等勤続年数^{*1} - 重複勤続年数^{*2})

ロ 20万円 × 重複勤続年数^{*2}

^{*1} 特定役員等勤続年数……特定役員退職手当等につき退職所得控除額に係る勤続年数の計算の規定により計算した期間（特定役員等勤続期間）の年数をいい、役員等勤続年数が5年以下である場合のその年数です。

^{*2} 重複勤続年数……特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間の年数をいいます。

- ② **(一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額^{*3}) × 1/2**

^{*3} 一般退職所得控除額……退職所得控除額から特定役員退職所得控除額（①の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、その収入金額）を差し引いた額をいいます。

13 勤続年数の計算方法

Q

退職所得を計算する場合の勤続年数は、
どのように計算したらよいのですか。

A

1年未満の端数は切り上げて1年として計算します。
長期欠勤や休職の期間がある場合は、勤続期間に含めて計算します。

1

退職所得の源泉徴収税額

退職所得にかかる源泉徴収税額は、一定の算式（→Q12参照）で求めた課税退職所得金額を退職所得の源泉徴収税額の速算表に当てはめて求めます。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和2年分）

課税退職所得金額（A）	税率（B）	控除額（C）	税額＝((A)×(B)－(C))×102.1%
195万円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
195万円超 330万 //	10%	97,500円	((A)×10%－97,500円)×102.1%
330万 // 695万 //	20%	427,500円	((A)×20%－427,500円)×102.1%
695万 // 900万 //	23%	636,000円	((A)×23%－636,000円)×102.1%
900万 // 1,800万 //	33%	1,536,000円	((A)×33%－1,536,000円)×102.1%
1,800万 // 4,000万 //	40%	2,796,000円	((A)×40%－2,796,000円)×102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A)×45%－4,796,000円)×102.1%

注1 退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1に相当する金額（1,000円未満の端数切捨て）を課税退職所得金額(A)の欄に当てはめて、税額計算を行います。

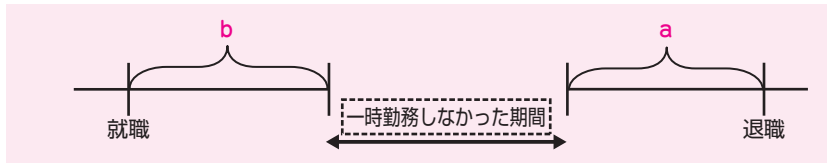
注2 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2

勤続年数の取扱い

勤続年数は、次ページにならって計算し、1年未満の端数は切り上げて1年とします。また、長期欠勤や休職の期間もこれらの期間に含めて計算します。

- ① 退職者が、その支払者の下において就職の日から退職の日までの間に一時勤務しなかった期間がある場合

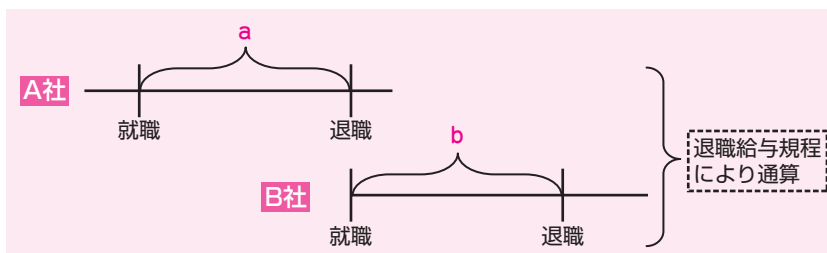


【勤続年数】

$$a + b$$

(「一時勤務しなかった期間」とは、他の法人に勤務するための期間を指し、長期欠勤・休職期間とは異なります)

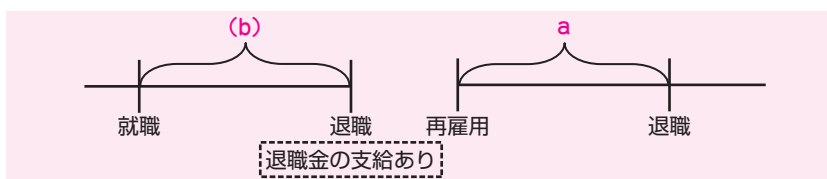
- ② 退職者が、その支払者の下で勤務しなかった期間に他の者の下に勤務したことがある場合において、その支払者が退職給与規程の定めにより「その退職金の額の計算の基礎とする期間のうちにその他の者の下に勤務した期間を含めて計算する」としている場合



【勤続年数】

$$a + b$$

- ③ 退職者がその支払者から前に退職金の支払を受けたことがある場合



【勤続年数】

$$a$$

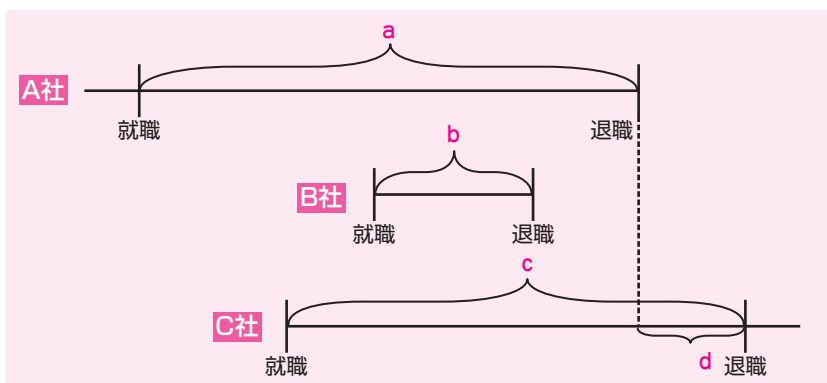
(ただし、退職給与規程で前職期間を含めるとしている場合は(b)も含みます)

- ④ 退職金とみなされるもの（退職一時金等）がある場合

【勤続年数】

その退職一時金等の額の計算の基礎となった期間（組合員等であった期間）

- ⑤ その年に2以上の退職金の支払を受ける場合



【勤続年数】

$$a + d$$

その年に2以上の退職金の支払を受ける場合は、それぞれの退職金について①～④により計算した期間のうち最も長い期間によります。

ただし、その最も長い期間以外の期間のうちにその最も長い期間と重複しない期間があるときは、その重複しない期間について①～④により計算した期間のうち最も長い期間に加算して計算します。

14 死亡退職金を支給するとき



先日、当社の従業員が事故で亡くなりました。遺族の方に退職金を支払うこととなりましたが、源泉徴収はどうなりますか。



死亡による退職金からは所得税の源泉徴収はしません。

1 生前退職金と死亡退職金

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に支払を受ける一切の給与をいいますが、会社が退職手当等を支給する場合には、原則として、所得税の源泉徴収をしなければなりません。

ただし、死亡により退職した者の遺族が受ける退職手当等で、その死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税が課税されないことになっていますので、この場合の退職手当等からは所得税の源泉徴収をしません。

なお、相続税の課税価格計算の基礎に算入される退職手当等とは、その支給が被相続人の死亡後3年以内に確定したものとされていますので、被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定したものについては適用がありません。この場合には、相続税ではなく、その支給を受けた遺族の一時所得として所得税が課税されますので、源泉徴収は不要ですが、支給を受けた遺族の方については、所得税の確定申告が必要になります。

このように、死亡した者の遺族に支給される退職手当等は、その支給期が、被相続人の死亡の前であったか死亡の後であったかによって課税上の取扱いが違いますので注意しなければなりません。

これらをまとめますと、次のようになります。

退職手当等の内容	課税上の取扱い
生前退職金等	退職所得として課税
被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した退職金等	被相続人の相続税（退職手当金）として課税
被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定した退職金等	支給を受けた遺族の一時所得として課税

2 弔慰金の取扱い

また、従業員が死亡した場合に退職金の他に弔慰金が支払われる場合もありますが、この弔慰金については、その額が社会通念上相当な金額である限り所得税も相続税も課税されません。

弔慰金の金額が社会通念上相当かどうかの判断は、相続税の規定において、死亡した者の死亡原因に応じ、次の金額までは課税しないとしていますので、この金額をひとつの目安にすればよいでしょう。

なお、社会通念上相当と認められる金額を超える部分は、退職手当等として取り扱われます。

被相続人の死亡原因	非課税の範囲
被相続人の死亡が業務上の死亡であるとき	その被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額
被相続人の死亡が業務上の死亡でないとき	その被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の半年分に相当する金額

コラム ひとり親控除と寡婦（寡夫）控除

令和2年度税制改正では、ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。

この改正で、未婚のひとり親については、合計所得金額が500万円以下で、その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有する場合等の要件を満たす場合に、ひとり親控除として35万円の控除を受けられるようになりました。また、ひとり親に該当しない寡婦については、寡婦控除として引き続き控除額27万円が適用され、子以外の扶養親族を持つ寡婦については、その適用に所得要件（合計所得金額が500万円以下）が設けられます。なお、いずれにおいても、いわゆる事実婚は適用対象外になります。これらの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。なお、令和2年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等に対する源泉徴収は改正前の控除を適用し、年末調整では改正後の控除額を算出し申告を行います。

15

司法書士、税理士、 弁護士等に報酬を支払うとき



司法書士や税理士、弁護士等に報酬を支払う場合の源泉徴収について、注意すべき点があれば教えてください。



所得税と復興特別所得税を源泉徴収しますが、いくつか注意しなければならない点があります。

1

報酬を支払うとき

会社が、司法書士や税理士、弁護士等のような一定の有資格者に報酬を支払う際には、その報酬にかかる所得税と復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。また、その名義がたとえ謝金、取材費、車賃、記念品代、酒肴料等として支払われるものであっても報酬の性質を有するものであれば、源泉徴収の対象となる報酬に含めなければなりませんので、注意してください。この場合の源泉徴収する税額は、次の算式で求めた金額です。

源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税額＝源泉徴収対象支払金額等×合計税率（％）

合計税率＝所得税率×102.1％

①司法書士に対する報酬	司法書士に支払う報酬については、1回の支払金額から1万円を控除した残額に10.21％の税率を乗じた金額を源泉徴収します。この場合、司法書士を通じて支払った登録免許税や登記簿謄本の手数料等は、源泉徴収の対象から除外して計算をします。 また、控除する1万円は、一つの委託契約ごとに控除します。
②税理士、弁護士に対する報酬	税理士等に支払う報酬については、支払金額に10.21％の税率を乗じた金額を源泉徴収します。ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については、20.42％の税率を乗じて計算します。
③経営コンサルタントに対する報酬	有資格者でない、いわゆる経営コンサルタント等と称する者（個人）に対して報酬を支払う場合には、企業診断員の業務に対する報酬として②と同様の源泉徴収をしなければなりません。

設例 1 報酬が税込金額の場合

111,370 円の報酬を支払う場合（所得税率 10% の場合）

源泉徴収税額	$111,370\text{円} \times 10\% \times 102.1\% = 11,370.877\text{円}$ （1円未満切捨て） →11,370円
支払金額	$111,370\text{円} - 11,370\text{円} = 100,000\text{円}$

設例 2 報酬が税引手取額の場合

100,000 円の税引手取額を支払う場合（所得税率 10% の場合）

支払金額の計算	$100,000\text{円} \div \{1 - (10\% \times 102.1\%)\}$ $= 111,370.9767\text{円}$ （1円未満切捨て）→111,370円（支払金額）
源泉徴収税額	$111,370\text{円} \times 10\% \times 102.1\% = 11,370.877\text{円}$ （1円未満切捨て） →11,370円

2 報酬額に消費税等の額が含まれている場合

報酬額に消費税等の額が含まれているときは、原則として、その消費税等の額を含めた金額を基に源泉徴収をしますが、司法書士や税理士等からの請求書等において、その報酬等の額と消費税等の額が明確に区分されている（消費税等の金額が記載されている）場合には、消費税等の額を控除した金額を基に源泉徴収をしても差し支えありません。

3 源泉徴収が不要の場合

司法書士や税理士、弁護士等の業務に対する報酬であっても、その支払を受ける者が法人である場合には、源泉徴収の必要はありません。

また、税理士が主宰する会計帳簿の記帳代行会社に対して報酬を支払う場合にも、源泉徴収する必要はありません。

4 顧問契約の場合

税理士や弁護士と顧問契約を締結して、毎月一定額の顧問料を支払うこととしている場合には、これらの者がその支払者に専属していると認められるときは給与、そうでない場合は報酬として源泉徴収しなければなりません。

16 外国人労働者に給与を支給するとき



当社では、このたび外国人の留学生をアルバイトとして採用することとしました。この場合の源泉徴収はどのようにしたらいいのでしょうか。



留学生が税務上の居住者の場合は、一般のアルバイトと同じ取扱いに、また、非居住者の場合には、原則、20.42%の税率により源泉徴収します。

1 所得税法上の取扱い

所得税法では、給与等に対する所得税等の源泉徴収の方法は、その者が日本人なのか又は外国人なのかではなく、居住者に該当するのか又は非居住者に該当するのかによって、取扱いが異なることとなっています。

つまり、その者が居住者の場合は、「給与所得の源泉徴収税額表」により源泉徴収を行い、年末調整や確定申告によって年税額を精算しますが、非居住者の場合は、国内源泉所得として、給与の場合一律20.42%の税率で源泉徴収を行い、その者の日本での課税関係は終了することとされています。

この場合の居住者とは、「日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人」をいい、非居住者とはそれ以外の個人をいいますが、住所や居所の有無の判定はなかなかむずかしいので、学術、技芸の習得のため国内に居住する者については、その習得のために居住する期間が1年以上である場合には、居住者と推定することとされています。

したがって、その留学生の就学期間等により、居住者か非居住者かを判定し、居住者に該当するのであれば一般のアルバイトと同様の方法により源泉徴収をし、非居住者に該当するのであれば、支給総額に対して一律20.42%の税率で源泉徴収を行うことになります。

2 租税条約の取扱い

ただし、非居住者の学生などに対しては、租税条約により、免税（一定額までは免税）とされる場合がありますので、源泉徴収にあたっては、この租税条約の特例に注意しなければなりません。

また、この租税条約の内容は、その相手国によって異なりますので、その留学生がどこの国の居住者であるのか（又は入国前にどこの国の居住者であったのか）、わが国と租税条約を締結しているのかどうか、また、どんな内容の租税条約なのかを確認する必要があります。

例えば、中国との租税条約では、“専ら教育を受けるためにわが国に滞在する学生で、現に中国の居住者である者又はその滞在の直前に中国の居住者であった者が、その生計、教育等のために受け取る給付又は所得についてはわが国の租税を免除する”旨規定されていますので、中国人留学生に対するアルバイト給与については免税となり、所得税の源泉徴収は要しないこととなります（「租税条約に関する届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります）。

なお、ここでいう学生とは、学校教育法第1条に規定する学校の生徒をいい、日本語学校等の専門学校又は専修学校などの学生（就学生）は免税対象とされません。

3 非居住者に対する通勤費の取扱い

また、所得税法における通勤手当の非課税の規定は、給与所得者に適用されるものであり、その者が居住者であるか非居住者であるかを問いません。

したがって、通勤手当を支給する場合、それが非課税限度額（➡Q5参照）内であれば課税されることはありません。

コラム 国外居住親族等に係る扶養控除の見直し（令和5年分より）

令和2年度税制改正では、非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用について、次のような改正がされました。



*1 扶養控除等申告書を受領する時に、留学ビザ等相当書類が必要です。

*2 年末調整を行う時に、38万円以上の送金関係書類が必要です。

（注）扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

国税庁「源泉所得税の改正のあらまし」（令和2年4月）より

▶ 源泉徴収税額表の使い方 ◀

▶ 給与に対する源泉徴収税額表の使い方

〈月額表〉

給与等の支給形態	扶養控除等申告書の提出の有無	適用欄
・月ごとに支払うもの ・半月ごと、10日ごとに支払うもの ・月の倍数ごとに支払うもの	有	甲欄
	無	乙欄

〈日額表〉

給与等の支給形態	扶養控除等申告書の提出の有無	適用欄
・毎日支払うもの ・週ごとに支払うもの ・日割で支払うもの } 日雇賃金を除く	有	甲欄
	無	乙欄
・日雇賃金	—	丙欄

注1 税額表の甲欄は、扶養親族等の数が0人から7人まで区分されていますので、該当する欄の金額を適用します。

注2 扶養親族等の数は、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数です。

注3 給与等の受給者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合は、その該当する数を加え、その人の同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者や同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの1つに該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

注4 基準となる給与等は、社会保険料等を控除した後の金額です。

▶ 賞与に対する源泉徴収税額表の使い方

区 分	適用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	適用欄
①前月中に賞与以外の給与の支払がある人に支払う賞与（③の賞与を除く）	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」	有	甲欄
		無	乙欄
②前月中に賞与以外の給与の支払がない人に支払う賞与 ③前月中の給与の10倍を超える賞与	「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）	有	甲欄
		無	乙欄

※本冊子に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

令和2年度版
源泉所得税 実務のポイント

令和2年8月31日 発行

執筆 税理士 三輪 厚二

発行 公益財団法人 全国法人会総連合
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
FAX 03 (3357) 6682

